

次期 久留米市地域福祉計画
次期 久留米市地域福祉活動計画
(素案)

令和 2 年（2020 年）3 月

久留米市

久留米市社会福祉協議会

目次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨 P
- 2 計画の位置づけ P
- 3 計画期間 P
- 4 計画策定の体制 P

第2章 計画策定の背景

- 1 社会状況の変化と社会福祉法の改正 P
- 2 本市の状況 P

第3章 課題の整理

. P

第4章 施策体系

. P

第5章 具体的な取組み等

- 1 自助、共助、公助の考え方 P
- 2 地域福祉を推進する「圏域」の考え方 P
- 3 取組み推進の手法 P
- 4 成果指標 P
- 5 具体的な取組みの内容 P

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制 P
- 2 計画の進行管理 P

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

久留米市では、平成23年度（2011年度）に「第2期久留米市地域福祉計画」を、久留米市社会福祉協議会では、平成24年度（2012年度）に「第5次久留米市地域福祉活動計画」を策定し、ともに『「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ』を基本理念として、市民や関係団体等と協働し、地域福祉を推進してきました。

同時に、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等、対象者や分野ごとに、公的支援制度の充実も図り、成果をあげてきたところですが、少子高齢・人口減少社会が進行する中で地域のつながりが希薄になる等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、市民の抱える福祉ニーズも多様化・複雑化しており、単一の公的支援制度では対応することが難しい「複合的な課題」や既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」が顕在化してきています。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正する等、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な相談支援体制の整備に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

久留米市及び久留米市社会福祉協議会では、地域福祉を取り巻く環境の変化や新たなニーズの顕在化等を踏まえ、これらに対応する取組みをより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

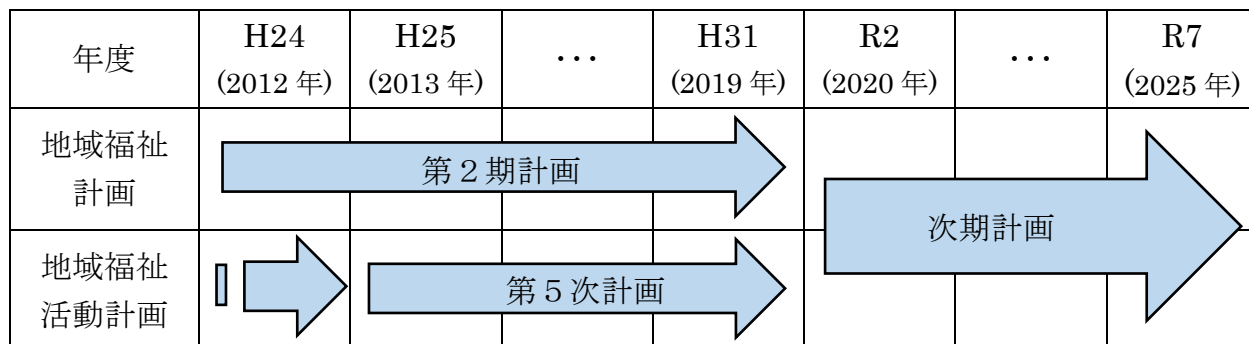
（1）法的な位置づけ等

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画です。また、地域福祉活動計画は、全国社会福祉協議会が策定を推進する、「住民等による福祉活動」及び「地域福祉計画の実現を支援するための活動」を内容として市町村社会福祉協議会が策定する計画です。

なお、本計画を踏まえて、校区コミュニティ組織の区域ごとに、その実情に則した、地域住民による「校区福祉活動計画」づくりを支援します。

(2) 久留米市と久留米市社会福祉協議会による一体的な計画策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画の目的が「地域福祉の推進」と共通していることから、これらの計画を一体的に策定することで、相互に補完・連携して施策を展開していきます。

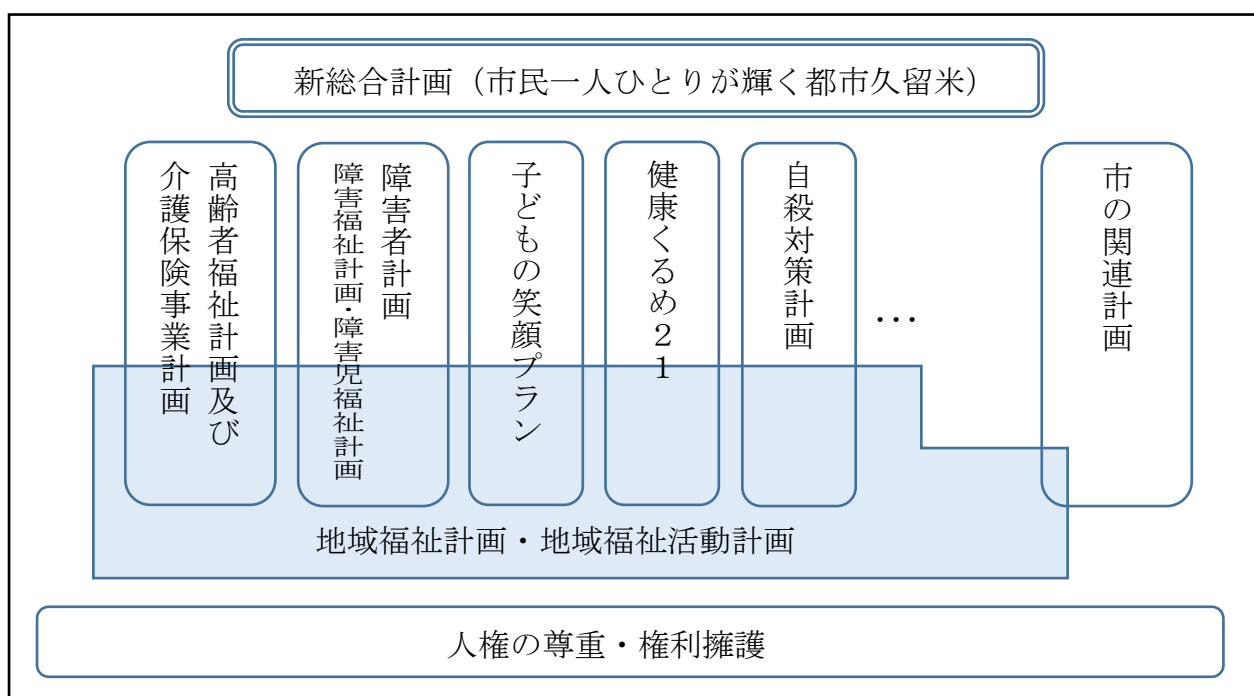


(3) 本市の各計画等との関係

本計画は、久留米市新総合計画を上位計画とし、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」の実現に寄与します。また、施策の展開にあたっては、「あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」の視点をもって取り組みます。

さらに、本計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」等を記載する、保健福祉の個別計画や関連する計画の基盤となるものと位置付け、これらの計画と調和を保ちつつ、一体的に展開していきます。

なお、久留米市人権教育・啓発基本指針及び指針に基づく実施計画と連携し、すべての人の基本的人権が尊重され、お互いの存在・人格を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を最も大切な視点に据えて計画を策定・推進します。



3 計画期間

計画期間は、久留米市新総合計画と整合を図るため、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とします。

ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討します。

4 計画策定の体制

（1）地域住民等と連携した体制

本計画の策定にあたっては、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者といった分野を超えて地域福祉を推進するため、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会を開催し、市民代表、福祉関係者、NPO法人、社会福祉法人、学識経験者等による審議を行いました。

また、久留米市地域福祉計画推進協議会の下に、支え合い推進部会及び多機関連携部会を設置し、支え合い意識の醸成や多機関の連携の仕組みづくりについて協議を行い、意見を計画に反映しました。

（2）庁内体制等

本計画の策定にあたって、久留米市では、副市長及び部長級の職員で構成する久留米市地域福祉計画推進会議及び次長級の職員で構成する久留米市地域福祉計画推進調整会議を設置し、分野の枠を超えた組織横断的な協議を行いました。

また、久留米市社会福祉協議会では、久留米市社会福祉協議会理事会、評議員会にて協議を行いました。

第2章 計画策定の背景

1 社会状況の変化と社会福祉法の改正

ライフスタイルの多様化等により、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家庭内での支え合いの機能が低下するとともに、高齢化や人口減少の急速な進行、世代間の価値観の差の拡大、人々の移動性・流動性の高まり（移住者や外国人等の増加）等を背景に、地縁を基盤としたつながりも弱まっています。

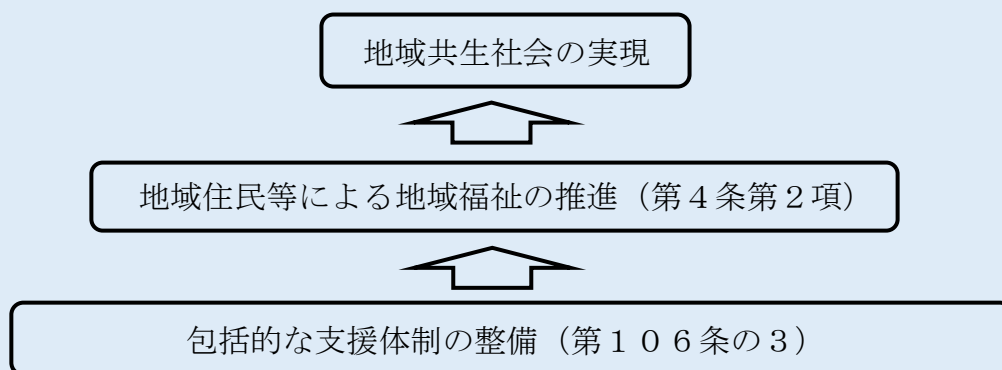
また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を要する状況や、既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題への対応が求められるといった状況がみられ、対象者別・機能別に整備された公的支援だけでは対応が困難なケースが顕在化しています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化に対応するためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要となっています。

「地域共生社会」の実現に向け、平成30年（2018年）4月に改正社会福祉法が施行されたところです。

【改正社会福祉法の概要（該当部分）】

- 地域福祉の推進に当たり、地域住民等※₁が、支援関係機関※₂との連携により、地域生活課題※₃を把握し、解決を図るよう留意（第4条第2項）
- その具体策としての包括的支援体制整備（第106条の3第1項）
 - (1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）
 - (2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）
 - (3)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）



○市町村地域福祉計画の記載事項を次のように充実（第107条第1項）

＜計画に記載すべき事項＞

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第1号）【追加】
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（第2号）
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（第3号）
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（第4号）
- (5) 包括的支援体制整備を実施する場合には、その事業に関する事項（第5号）【追加】

※1 地域住民等：地域住民（外国人住民を含む）、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者のこと。

※2 支援関係機関：地域生活課題（※3）の解決に資する支援を行う関係機関のこと。

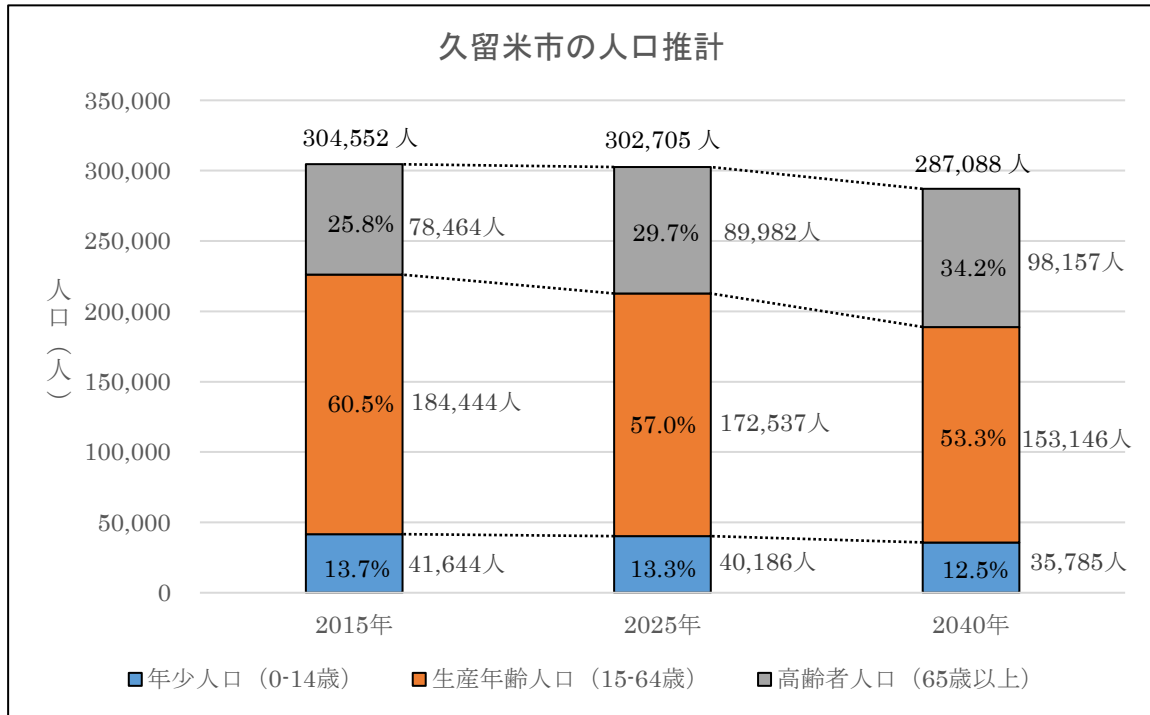
※3 地域生活課題：福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと。

2 本市の状況

(1) 統計から見た状況

①人口推計・人口構造の変化

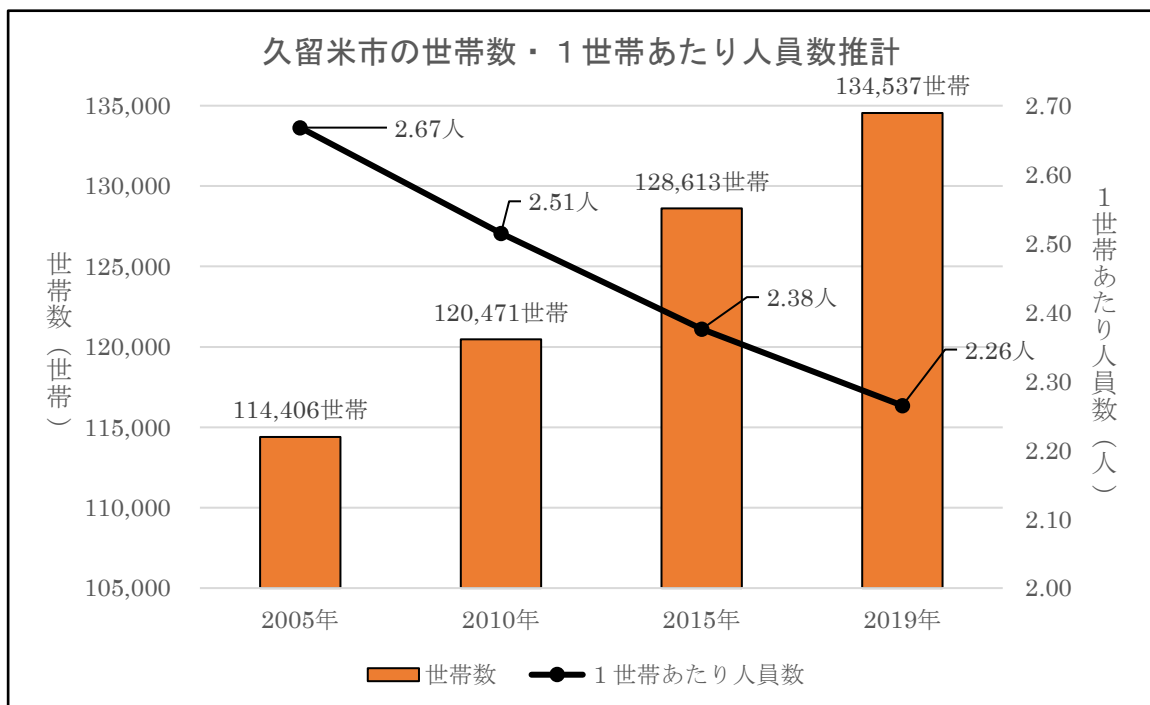
今後も人口減少、少子高齢化が進行し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、生産年齢人口の大幅な減少が予想されます。



※ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』より

②世帯数及び世帯あたりの人員数

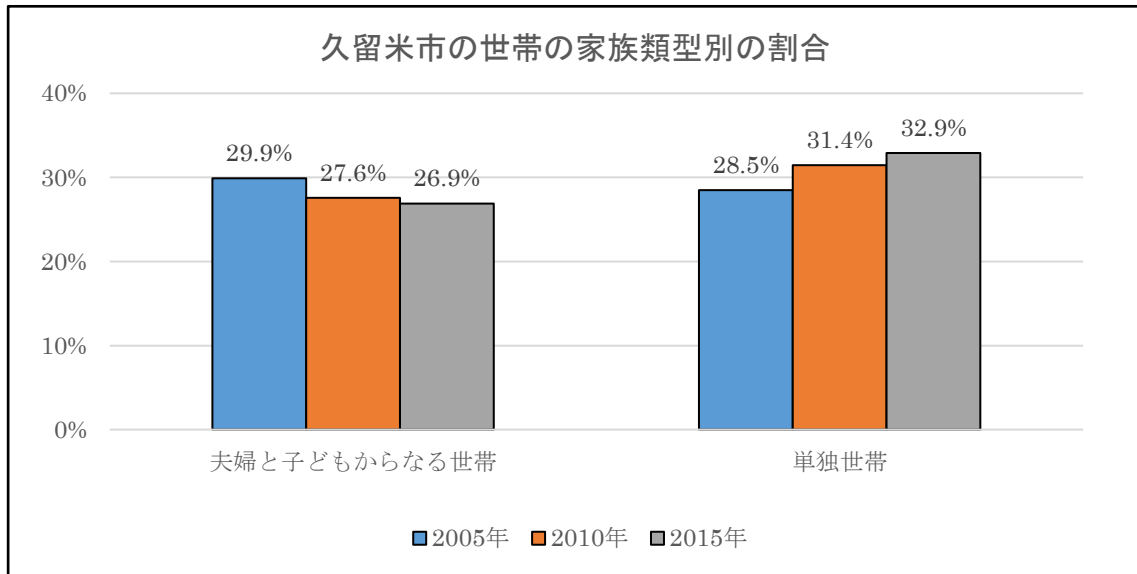
世帯数が増加する一方、1世帯あたりの人員数が減少しています。



※ 住民基本台帳より（2015年以降は外国人住民を含む）

③世帯の家族類型別の割合

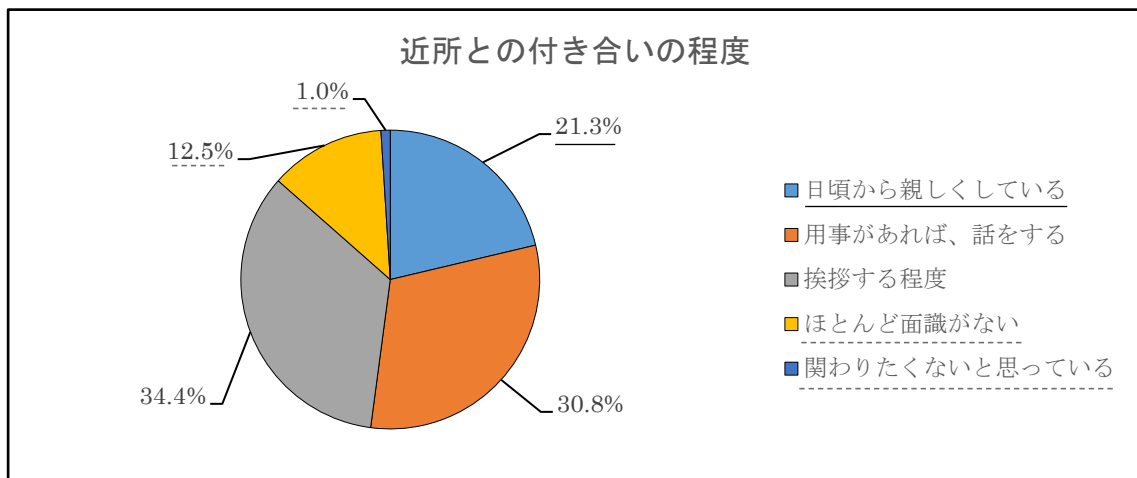
夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少し、単独世帯の割合は増加する傾向にあります。



※ 総務省統計局『国勢調査報告』より

④近所付き合いの状況

日頃から親しくしている人の割合が2割程度である一方、ほとんど面識がない、関わりたくないと思っている人も1割程度います。

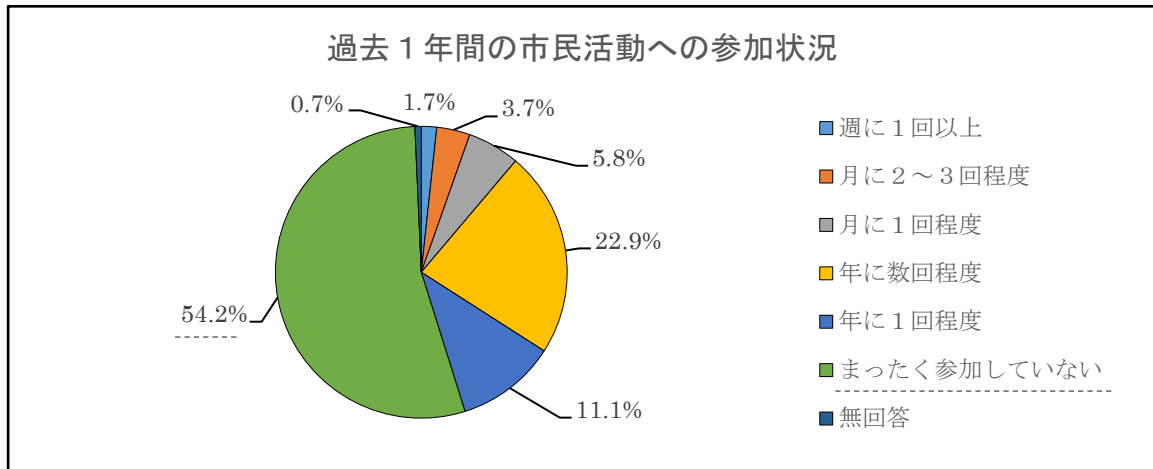


※ 市政アンケートモニター くるモニ 平成30年度第5回調査より

(「あなたは、近所との付き合いがどの程度ありますか。」という問に対する回答状況)

⑤市民活動参加状況

市民活動（校区コミュニティ活動、自治会活動、ボランティア活動）に全く参加していない人の割合が5割を超えています。

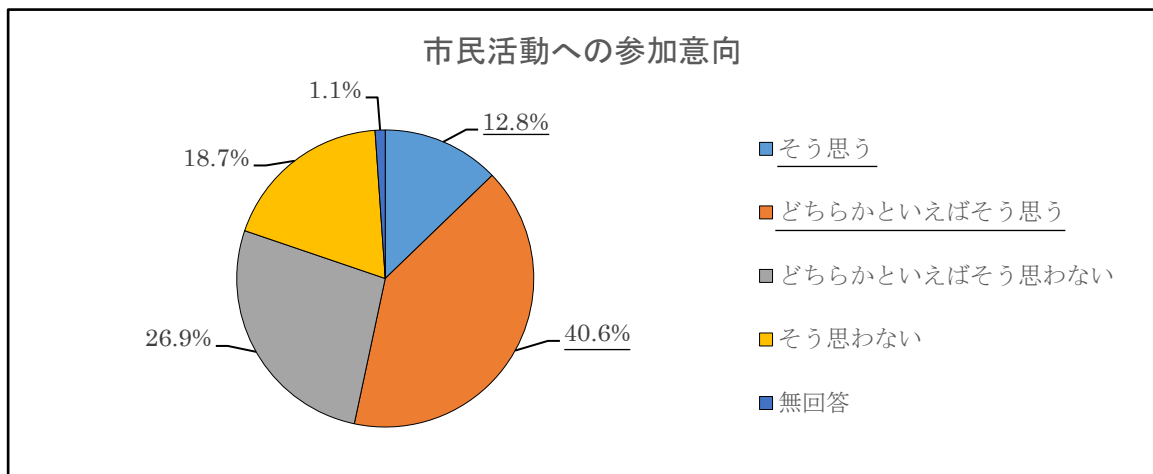


※ 第42回久留米市市民意識調査（平成30年実施）より

（「あなたは、この1年間に、市民活動にどの程度参加しましたか。」という問に対する回答状況）

⑥市民活動への参加意向

市民活動に参加したいと考えている人の割合が5割を超えています。

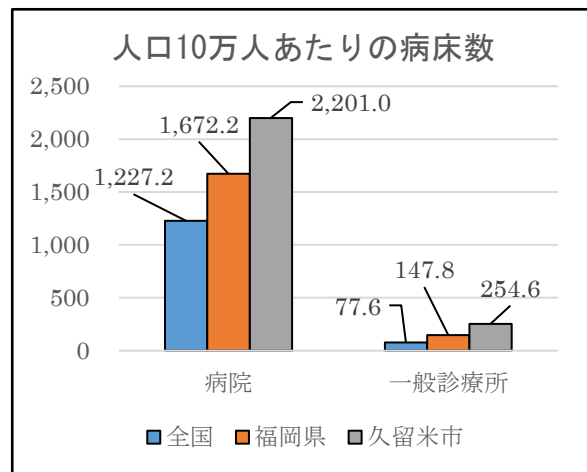
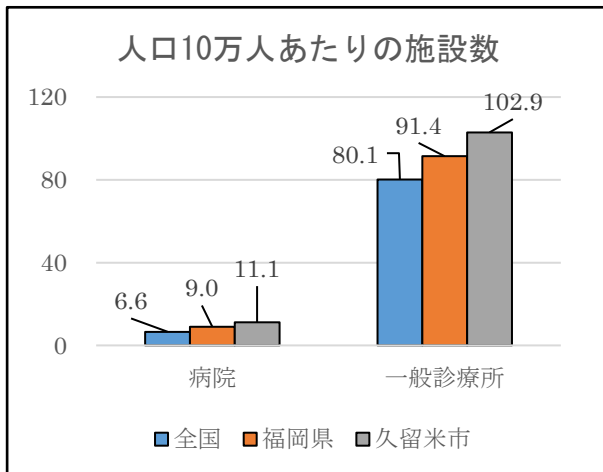


※ 第42回久留米市市民意識調査（平成30年実施）より

（「あなたは、地域をよりよくするために、校区コミュニティ活動や自治会活動、ボランティア活動などの市民活動に参加したいと思いますか。」という問に対する回答状況）

⑦医療施設の状況

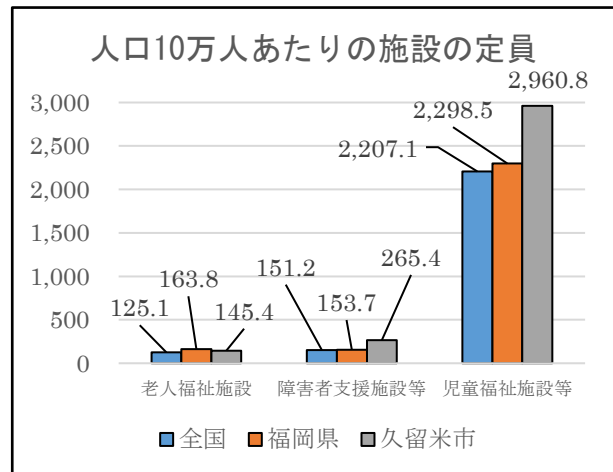
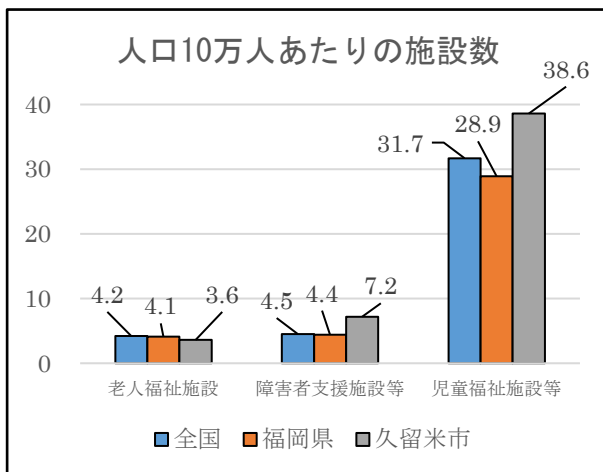
全国や県と比較して、医療施設が充実しています。



※ 厚生労働省『平成 29 年医療施設（静態・動態）調査』より

⑧社会福祉施設等の状況

全国や県と比較して、社会福祉施設等が充実しています。



※ 厚生労働省『平成 29 年社会福祉施設等調査』より

この調査における各施設の内訳は以下のとおり

老人福祉施設：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター

障害者支援施設等：障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

児童福祉施設等：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所等、小規模保育事業所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童館、児童センター、児童遊園

(2) これまでの主な取組みから見た状況

前計画では、それまでの支え合いの仕組みづくり等を踏まえ、「誰でも集える場づくり」、「『もしも』のときの支え合いの仕組みづくり」、「身近な相談窓口の仕組みづくり」を重点施策（重点目標）と位置づけ、取組みを推進してきました。

また、前計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築にも着手しました。

「地域包括ケアシステム」を支えるひとつの柱として、当事者の日頃の困りごとを支援することのほか、サービスの提供をきっかけに薄れてきた当事者と地域との関係性を地域づくりの中で再構築することを目指し、平成28年（2016年）から、校区コミュニティ組織の区域ごとに「支え合い推進会議※1」の設置を推進してきました。

「地域包括ケアシステム」の構築を進める中においては、地域住民と専門職が連携する仕組み（支え合い推進会議と地域ケア会議※2の連携等）をつくることで、これまで地域住民が中心となって行ってきた地域づくりと専門職が中心となって行ってきた個別支援の循環の動きを生み、地域力の強化につなげることをめざしています。

なお、久留米市では、地域で暮らし、援助を必要とする人を対象に、近所の人々が訪問し、「見守り（安否確認）」「孤独解消（話し相手）」「自立支援（福祉サービス等の紹介）」等を行う小地域ネットワーク活動を全国に先駆けて推進してきました。

昭和62年（1987年）には、小地域ネットワーク活動を推進する「ふれあいの会」（ボランティア団体）が初めて組織され、多くの校区で、校区の特性に応じた活動（訪問活動・サロン活動等）が行われています。

※1 支え合い推進会議：生活支援活動等の充実を図るとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進するため、地縁組織等多様な主体等が参画し、情報共有、連携強化等を行う、校区コミュニティ組織の区域ごとに設置される協議体のこと。

※2 地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく手法の1つであり、医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることで、地域課題を共有化・明確化し、課題の解決に必要な資源の開発や地域づくりにつなげることを目的とする。

【前計画の重点施策の進捗状況】

○重点施策1 誰でも集える場づくり

サロンの普及・拡大を図るため、各種団体等へサロン設置の働きかけを行うとともに、サロンサポーター養成講座やサロンサポーターを対象としたスキルアップ研修等を実施し、サロンを支える人材の養成に取り組みました。

目標項目	基準数値 (H22)	目標数値 (H31)	(参考) (H30 実績)
サロンの参加者数	32,019 人	43,000 人	55,806 人
サロンの箇所数	223 箇所	310 箇所	368 箇所
サロンの参加者の意識の変化※	—	80%	69.7%

※ サロンに参加することにより、友達が増えたと回答する人の割合

○重点施策2 「もしも」のときの支え合いの仕組みづくり

「もしも」のときの支え合いの仕組みづくりを進めるため、災害時要援護者名簿制度の見直しや災害ボランティアセンターの設置運営訓練等に取り組みました。また、認知症サポーター養成講座や認知症等徘徊模擬訓練の支援、防犯意識の向上に取り組みました。

目標項目	基準数値 (H23)	目標数値 (H31)	(参考) (H30 実績)
要援護者名簿※作成開始校区数	17 校区	46 校区	46 校区
要援護者名簿登録者数	1,923 人	8,000 人	6,413 人
要援護者名簿登録率	8.55%	20%	49.86%
名簿を活用した防災訓練実施校区数	—	46 校区	44 校区

※ 平成31年2月の地域防災計画の変更において、避難行動要支援者名簿に名称を変更し、対象者及び名簿の提供先を見直し

○重点施策3 身近な相談窓口の仕組みづくり

障害者基幹相談支援センターやこども子育てサポートセンター、生活自立支援センター、成年後見センター等、新たな相談窓口の設置やふれあい福祉相談員等のスキルアップにより、様々な相談に対応できる体制づくりを進めました。

目標項目	基準数値 (H23)	目標数値 (H31)	(参考) (H30 実績)
地域包括支援センター等の相談件数	31,398 件	35,000 件以上	39,871 件
市民の意識の変化※	56.6%	40%	調査中

※ 福祉サービス利用時の不都合として「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」と回答する人の割合

【主な成果と課題】

- ・地域福祉活動が、全市的に組織的な活動の強化（ふれあいの会の組織化等）や校区コミュニティ組織の区域単位での高齢者中心の取組みに重点をおいて推進されてきました。その一方で、個別課題への対応や高齢者以外の分野への対応を充実させていく必要があります。また、校区コミュニティ組織の区域を超えた多様な主体による様々な活動がありますが、全体像の把握や連携が不十分です。
- ・避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練等が多くの地域で実施されていますが、今後は、個別の避難支援計画を充実させていく必要があります。
- ・今後、複雑化、多様化する相談に対応するためには、関係機関間の連携を強化する必要があります。
- ・自ら支援を求めることができない人や相談窓口が分からない人への支援、相談窓口がないことへの対応等、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応していく必要があります。

※ 前計画の進捗状況に関する記述を追加予定

（３）市民の意識や課題認識の把握

市民の意識や課題認識を把握するため、次の取組みの実施や、地域福祉計画推進協議会・地域福祉活動計画推進連絡協議会での意見集約に努めました。

① ヒアリング

概要：NPO法人やボランティア団体等、特定のテーマを中心に活動する支援者・当事者団体等を対象に、その団体の活動状況や課題等について聞き取り調査を行いました。

期間：平成30年（2018年）6月～令和元年（2019年）7月

団体数：54団体（63か所）

② ワークショップ

概要：校区コミュニティ組織等の特定のエリアを中心に活動している団体やNPO法人、ボランティア団体等が集まり、地域の現状や課題解決に向けた取組みについて意見交換を行いました。

期間：平成30年（2018年）12月～令和元年（2019年）6月

開催数：10回（5圏域×2回）

③ アンケート

概要：地域における支え合いの関係性や地域活動の現状等について把握するため、市政アンケートモニターくるモニを活用して調査を行いました。

期間：平成30年（2018年）12月25日～平成31年（2019年）1月15日

回収状況：305／360（84.7%）

なお、詳細については、資料編P〇～〇に掲載しています。

第3章 課題の整理

「第2章 2 本市の状況」の(1)統計から見た状況、(2)これまでの主な取組みから見た状況、(3)市民の意識や課題認識の把握(ヒアリング、ワークショップ、アンケート、協議会での意見)を踏まえ、地域福祉の推進に向けた課題を整理しました。

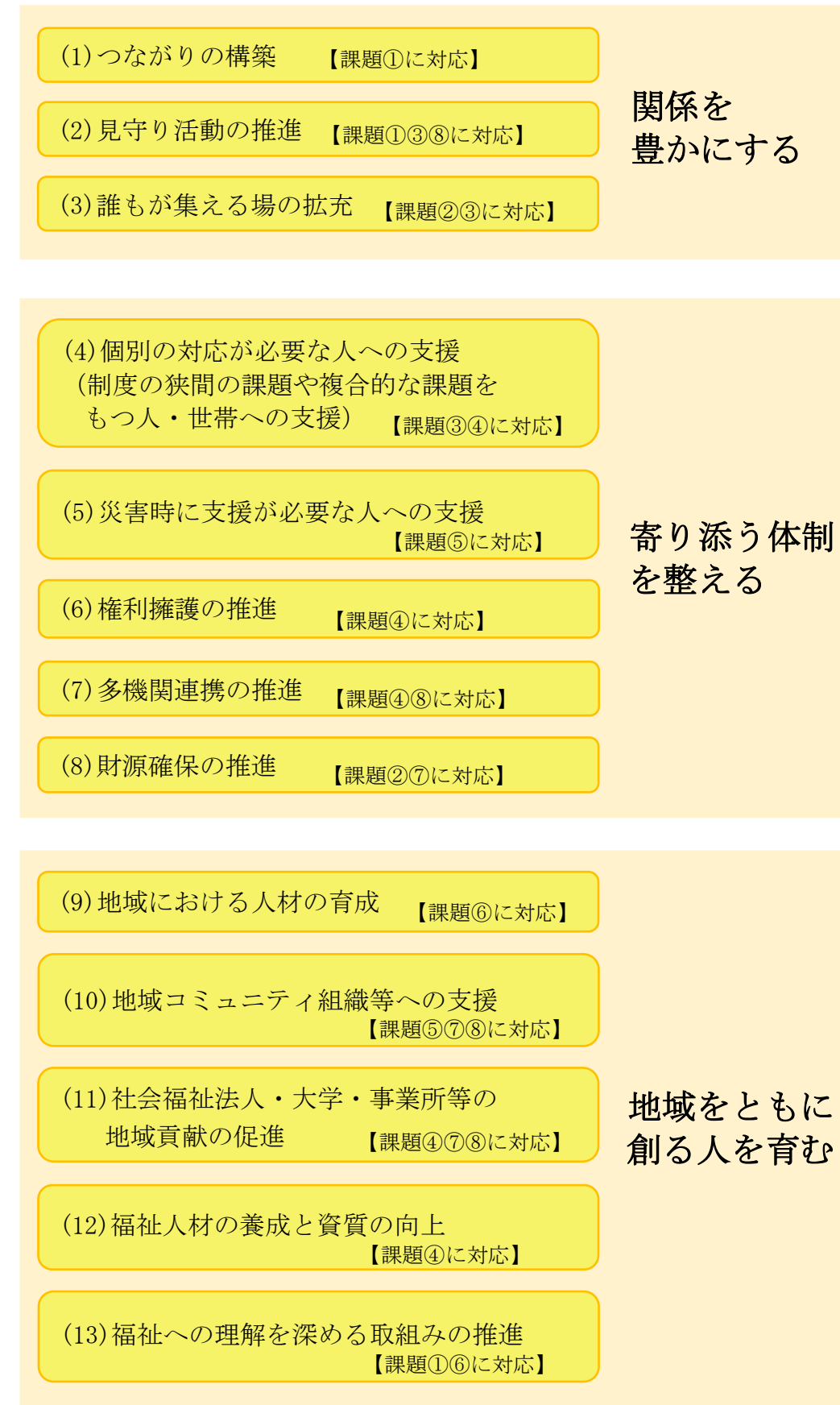
本市の状況から見えること・言えること	<ul style="list-style-type: none"> 近所とほとんど面識がない、関わりたくないと思っている人が1割程度存在している 人権学習や福祉教育の機会が必要である 困りごとや悩みごとを自分から発信できるようになることが必要である 孤立する人がいないまちを実現する必要がある 自治会への加入を促進する必要がある 	課題①	支え合う意識やつながりの希薄化への対応が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 悩みや愚痴を吐き出せる場が必要である 当事者家族の息抜きの場が必要である 幼少期から高齢者や障害者と交流する機会が必要である 誰もが気軽に集い、交流・意見交換ができる場が必要である 	課題②	誰もが気軽に集える場の不足への対応が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 同じ経験・境遇の人でなければ、悩みごとは吐き出せない人がいる 近所の人には、悩みごとは話づらいと思っている人がいる 困ったときに相談できる相手がない人がいる 相談窓口に来ることができない人へのアプローチが必要である 	課題③	相談しづらいことへの対応が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題が顕在化しているため、関係機関間の連携を強化する必要がある 当事者には制度やサービスがあるが、その家族や周囲の人への支援も必要である 当事者の意思を尊重した支援が必要である 虐待する人、される人をなくす必要がある 複合的な課題に対応できるよう職員(専門職)のスキルの向上が必要である 	課題④	複合的な課題や制度の狭間の課題等への対応が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 個別の避難支援計画を充実させていく必要がある 災害時に隣近所で互いに助け合う関係の構築が必要である 避難訓練を定期的実施し、災害に強いまちをつくる必要がある 災害時の支援等についての情報を共有する必要がある 	課題⑤	地域防災力の強化が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動に全く参加していない人が5割を超えて存在する 地域活動の担い手や後継者が不足している 地域活動を担うボランティアが高齢化している 地域活動では、「支え手」と「受け手」に分かれ、一方の支援関係になっていることが多い 	課題⑥	地域活動等の担い手不足への対応が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動で高齢者以外への対応を充実させることが必要である 財源の確保が難しく、活動するための資金が不足している 企業や大学と連携する必要がある 専門職と地域住民が連携する必要がある 	課題⑦	地域住民等への支援の強化が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報が適切に入手できない人がいる 情報が入らないことが孤立につながっている 情報が多すぎて悩む人もいる 相談窓口がわからない人がいる 使える制度・サービスを知らない人がいる 	課題⑧	情報が適切に入手できていないことへの対応が必要

第4章 施策体系

第3章で整理した課題に対応するため、以下の取組みを複合的に推進することにより、「めざす姿」を実現していきます。

《課題に対応する取組み》

《めざす姿(案)》



第5章 具体的な取組み等

1 自助、共助、公助の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助」「共助」「公助」の3つの視点をもとに、地域住民等をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社協、行政等が連携し、バランスを保ちながらそれぞれの役割を果たし、取組みを進めていく必要があります。

まず、「自助」として、市民一人ひとりが自助の力を高めていくことが求められますが、それは必ずしも人の助けを借りずに自立するというものではありません。日頃から隣近所であいさつをすることや、困ったときには助けを求めることができる関係をつくっておくことも「自助」と言えます。

そのうえで、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して、その解決を図ることが求められています。

自助	自分や家族でできることは自分で取組むこと
共助	自助だけでは解決できないことを地域社会でともに助け合うこと
公助	自助、共助でも対応できない課題に対応するための公的支援のこと

2 地域福祉を推進する「圏域」の考え方

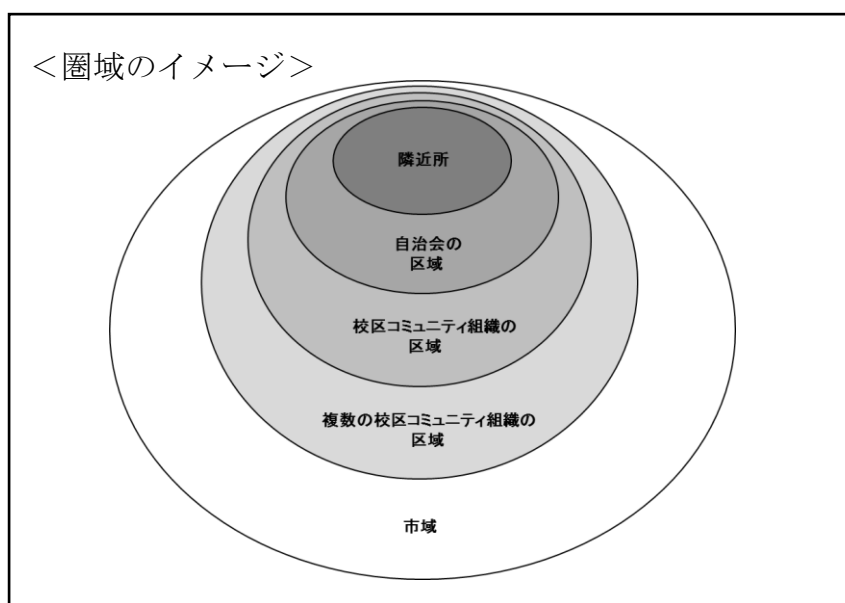
地域福祉を推進する上での「圏域」（地域）は、隣近所、自治会の区域、校区コミュニティ組織の区域、複数の校区コミュニティ組織の区域、市域など多様であり、その圏域は内容や活動によって異なっています。

そのため、地域福祉活動や地域生活課題の内容に応じて柔軟かつ重層的に圏域を設定する必要があります。

一方で、包括的な支援体制の整備においては、地域住民等による主体的な地域生活課題の把握や解決、相談を丸ごと受け止める体制の整備が求められており、これらは日常生活と密接に関係することから、「住民に身近な圏域」ごとに整備するものとされています。

久留米市では、これまで校区コミュニティ組織の区域ごとにまちづくりが進められてきたことを踏まえ、基本的に、校区コミュニティ組織の区域を「住民に身近な圏域」とします。ただし、内容や活動によっては、複数の校区コミュニティ組織の圏域等を「住民に身近な圏域」とする場合もあります。

併せて、「圏域」に捉われない人々のつながりや活動も多数存在し、機能していること、また、市域を超えた連携の必要性も踏まえ、取組みの特性からみた「圏域」の考え方も必要です。



3 取組み推進の手法

本市の特長として、医療施設や社会福祉施設、支援関係機関等が充実していること（個別支援の充実）と、ふれあいの会をはじめとする校区コミュニティ組織の区域を基盤とする活動やNPO法人等による活動が活発に行われていること（地域づくりの充実）が挙げられます。

これまでも、個別支援と地域づくりの連携が行われていますが、今後、その連携を拡充させることによって、課題の解決を通して、更なる地域力の強化につなげていく必要があります。

具体的には、個別の地域生活課題への対応の積み重ねから見える「成果」や「課題」、「予防策」等のエビデンスを活用して、地域住民等の課題解決力（地域力：支え合う力）を強化し、さらに、個別課題の早期発見・早期解決につなげる、という動きを循環させていきます。

なお、このような取組みの推進にあたっては、協働によるまちづくりの視点を持ち、互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支え合いの心をもって活動することを基盤とします。

個別支援の成果や課題を活かした地域づくり
地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決

4 成果指標

各課題に対応する取組みにより、本計画がめざす『「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ』にどの程度近づいたかを測る指標として次の4つを設定します。

<全体>

○地域での支え合いや助け合いが充実していると感じる市民の割合

現状	目標
〇〇%	〇〇%

<関係を豊かにする>

○地域での見守り訪問活動件数

現状	目標
〇〇件	〇〇件

<寄り添う体制を整える>

検討中

<地域をともに創る人を育む>

○助けを求めることができる人がいる市民・困っている人の相談にのることができる市民の割合

	現状	目標
助けを求めることができる人がいる市民の割合	〇〇%	〇〇%
困っている人の相談にのることができる市民の割合	〇〇%	〇〇%

5 具体的な取組みの内容等

関係を豊かにする

(1) つながりの構築

お互いに助け合える社会を構築するため、外国人やLGBT等の多文化共生や多様性を認める視点も取り入れた支え合う意識の普及・啓発を行います。また、隣近所等の地縁を同じくする人々や、NPO法人・ボランティア等の目的を同じくする人々はもとより、興味・関心を同じくする人々等の緩やかなつながりの構築にも取り組みます。

地域住民等ができること

- 隣近所の関係を大切にし、困っている人に声をかけ、支え合うよう努めます。
- 支え合い推進会議の開催や校区福祉活動計画づくりに努めます。
- それぞれの団体が行っている活動や取組みを周知します。
- 自分の住む地域や活動について関心をもちます。
- 様々な集まりや行事・活動に積極的に参加します。
- 自治会加入を促進します。
- 事業所等は、集える場の提供や技術的助言等に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 支え合う意識の普及・啓発を図り、市民一人ひとりが役割をもち、様々な人と出会い、交流できるようなきっかけづくりを推進します。
- 支え合い推進会議の運営を支援します。
支え合い推進会議をとおして、校区コミュニティ組織の区域ごとの各団体の活動や課題について共有し、団体間の連携を図り、困っている人と支援者の関係づくりを進めます。併せて、多様な団体との連携を図り地域課題の解決の取組みを推進します。
- 校区福祉活動計画づくりを支援します。
「地域福祉計画・地域福祉活動計画」との調和を図りつつ、各校区の実情に則した校区福祉活動計画づくり及び見直し等の支援を行います。
- ボランティア団体・NPO法人・当事者組織等の関係づくりや活動を支援します。
各ボランティア団体・NPO法人・当事者組織等が活動する上での課題が解消されるよう、各団体の相談を受けたり、合同での学習機会を設けたりして、連携を促進し、活動が継続できるよう支援します。
- 包括的支援体制構築事業を推進します。
課題を抱える当事者同士や住民同士の緩やかなつながりの形成、社会資源の発掘・創出を支援します。

久留米市が取り組むこと

- 支え合う意識を普及・啓発するための広報や多様な人々が出会い、交流する各種研修や学習会、講演会等を実施します。
- 日頃からの近所付き合いの重要性の周知や自治会の必要性の周知・加入促進、地域活動や地域行事等に関する情報提供、支え合い推進会議への支援等を行うことで、隣近所等の地縁を同じくする人々のつながりの構築に取り組めます。
- 久留米市社会福祉協議会ボランティアセンターや久留米市市民活動サポートセンター等と連携し、NPO法人・ボランティア等の活動の周知やNPO法人・ボランティア等が交流できる機会を設定することで、目的を同じくする人々のつながりの構築に取り組めます。
- 包括的支援体制構築事業等を通して、興味・関心を同じくする人々のつながりを含む、人々の緩やかなつながりの構築に取り組めます。
- 自殺対策の視点を含む、支え合う地域づくりを推進します。

(2) 見守り活動の推進

すべての人が孤立せず安心して地域で生活できるよう、地域における見守り活動を推進します。

地域住民等ができること

- あいさつや声かけを行います。
- あいさつ運動や声かけ運動の促進に努めます。
- 身近な地域での見守り活動の促進に努めます。
- 異変に気づいたら、適切な相談先へ連絡します。
- くるめ見守りネットワークや見守り訪問活動等に参加するよう努めます。
- 事業所等は見守りネットワークの協力事業者の登録に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 見守り訪問活動を促進します。
ふれあいの会等による高齢者世帯を中心とした身近な地域での見守り訪問活動が全分野を対象としたものになるよう促進し、お互いに気づき合い、見守り合える関係づくりを支援します。
- 生活支援体制整備事業を推進します。
支え合い推進会議をとおして、支え合いの意識の醸成を図り、日頃から隣近所で見守り合う関係づくりの充実を支援します。

久留米市が取り組むこと

- 地域住民等による子どもから高齢者までを対象としたあらゆる見守り活動を支援します。
- 地域住民等や事業所の協力を得ながら、地域全体の見守りを行うくるめ見守りネットワークを推進します。

(3) 誰もが集える場の拡充

健康の増進や生きがいづくり、支え合える関係性の構築等のため、誰もが気軽に集える場の拡充に取り組みます。

地域住民等ができること

- 誰もが集える場に、気軽に参加します。
- 自分が参加したサロン等を周囲の人に紹介し、つながりの輪を広げるように努めます。
- 誰もが集える場の運営に協力します。
- サロン活動について、積極的な情報発信に努めます。
- 当事者団体やボランティア団体は、活動の周知に努めます。
- 社会福祉法人・大学・事業所等は、場の貸し出し等、誰もが集える場の運営に協力します。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- いきいきサロンの開設や充実を支援します。
サロンの設置を推進し、概ね自治会区域ごとにサロンができるよう支援します。
また、サロンの運営方法を伝える機会としてサロン運営者研修等を実施し、世代、性別を問わず参加しやすいサロンの拡充を推進します。
- NPO法人やボランティア等が行う居場所づくりへの支援を行います。
各NPO法人やボランティア団体等が実施する誰もが集える場を把握し、より充実した活動になるよう支援します。

久留米市が取り組むこと

- サロン等の開設・充実を支援するとともに、様々な人が参画できるよう周知・啓発を行います。
- 同じような悩みや経験をもつ人等が集える場の開設・充実を支援します。

寄り添う体制を整える

(4) 個別の対応が必要な人への支援（制度の狭間の課題や複合的な課題をもつ人・世帯への支援）

制度の狭間の課題や複合的な課題として、ひきこもりや福祉サービスの利用拒否、8050、ダブルケア、ヤングケアラー、犯罪被害者、犯罪加害者（再犯防止・社会復帰）、自殺、ホームレス及びその家族への対応等が挙げられます。

これらの課題に対応するため、支援を必要とする人・世帯の状況に応じた包括的な支援、伴走型の支援の体制整備に取り組みます。

また、アウトリーチ（訪問型の支援）の手法も取り入れながら必要な人に必要な支援が行き届く体制の構築に努めます。

地域住民等ができること

- 課題を抱えた人を「困った人」ではなく、「困っている人」として捉え、他人事ではなく、我が事として考えます。
- 様々な課題があることについて学び、理解を深めます。
- 専門職や相談支援機関の役割や機能について知るよう努めます。
- 支援が必要だと思われる人・世帯に気づいたら、できる範囲で支援をし、適切な相談先へつなぐなどの対応を心がけます。
- 社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」として、地域や関係団体等と協力して支援に取り組むよう努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民同士の協議の場（支え合い推進会議、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会定例会等）に参加し、住民間の情報共有と課題解決力の向上を図りながら、住民とともに伴走型の支援を行います。また、どの制度にもつながらない制度の狭間の課題をもつ人への支援については、多機関のネットワークにより課題の解決を図ります。
- 包括的支援体制構築事業を推進します。【再掲 p○参照】
各相談支援機関との個別支援検討会議を開催します。また、多様な相談窓口や福祉サービスに関する情報を提供します。併せて、多機関の連携を促進し、切れ目のない多面的な支援に努め、複合的な課題をもつ人・世帯への円滑な支援に努めます。
- ライフレスキュー事業を推進します。
制度の狭間の諸問題や生計困難者等の生活課題など、様々な福祉課題に対応するために、市内の社会福祉法人と施設種別の枠を超えてネットワークを構築し、連携・協働による円滑な支援に努めます。
- 見守り訪問活動を促進します。【再掲 p○参照】
見守り訪問活動を実践することで見えてきた個別課題が、ふれあいの会班長会や地区民生委員児童委員協議会定例会などで共有されるよう働きかけ、必要に応じてその個別課題が適切な相談先につながるよう支援、または、コーディネーターが直接支援します。
- 福祉総合相談（ふれあい福祉相談）事業を強化します。
日常的な困りごとを早期に解決して、安心した生活が送れるよう、「ふれあい福祉相談所」を運営します。各地域においては民生委員・児童委員を「ふれあい福祉相談員」として委嘱し、様々な相談に応じる体制づくりを支援します。
- 生活福祉資金貸付事業を実施します。
低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付や必要な相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の向上、及び社会参加の促進を図り、安定した自立生活に向けて支援します。また、久留米市生活自立支援センターやケースワーカーとも連携して支援します。
- 個別支援の体制充実・強化に努めます。
制度の狭間の問題などの個別課題に対して伴走型の支援を行い、地域住民とともに個別課題を地域課題として共有する場を設け、様々な課題を提起し、地域づくりの視点をもった支援体制の充実・強化に努めます。
- ひきこもりや身寄りがいない人などの制度の狭間の課題をもつ人・世帯への支援体制（相談窓口設置、伴走型の支援、多機関連携による課題解決の手法など）を検討します。

久留米市が取り組むこと

○地域住民等や専門職と連携し、「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させることで、生活困窮者支援等を通じた地域づくりを推進し、併せて、市民の理解促進に取り組めます。

<生活困窮者の自立支援への対応>

○生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、久留米市生活自立支援センターにおいて、自立相談支援事業、住居確保給付金（必須事業）や就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業（任意事業）に取り組めます。また、見守り活動や関係機関等との連携を通して、生活に困窮している可能性のある世帯等を早期に発見し、遅滞なく支援につなげるよう、多機関と連携して取組みを推進します。

<居住・就労に課題を抱える人への対応>

○制度の狭間の課題や複合的な課題をもつ人や世帯は、居住や就労に課題を抱えていることも考えられます。そのため、不動産事業所に対する啓発や連携、市営住宅への一時的な入居などの支援を行うとともに、就労支援や事業所等に対する啓発に取り組めます。

<相談に来ることができない人、支援を拒否する人への対応>

○制度の狭間の課題や複合的な課題をもつ人や世帯は、自ら相談に来ることができなかつたり、支援を拒否したりしていることも考えられます。そのため、見守り活動などのアウトリーチ（訪問型の支援）の体制の強化に取り組めます。併せて、その人や世帯に寄り添った伴走型の支援、つながりの構築のために地域や関係者を巻き込んだ参加支援ができるよう体制の整備に取り組めます。さらに、つながりの構築や福祉教育・SOSの出し方教育等によって受援力（必要な時に自ら支援を求めることができる力）の醸成に取り組めます。

<どこに相談していいかわからない人、相談窓口がない人への対応>

○制度の狭間の課題や複合的な課題をもつ人や世帯は、どこに相談していいかわからない、または、相談窓口がないということも考えられます。そのため、断らない相談や参加支援の機能をもつ総合相談（分野横断的なワンストップ）、住民に身近な圏域であらゆる相談の入口となる機能について研究・検討を行います。なお、現在も、各種相談窓口の設置、多機関の連携や民生委員・児童委員・ふれあいの会等の活動の中でこれらの課題に対応しているため、引き続き、これらの取組みの強化・支援に取り組めます。

(5) 災害時に支援が必要な人への支援

災害時に誰もが円滑かつ迅速に避難できるよう、非常時も想定した支え合いの仕組みづくりを推進します。

地域住民等ができること

- 普段から家庭や地域で災害、防災について話し、防災意識を高めます。
- 自分や家族の日常を踏まえ、避難経路や避難場所、ハザードマップ等を確認します。
- 災害時に自力や家族等の支援による避難が困難な場合は、避難行動要支援者名簿に登録します。
- 自主防災組織を結成し、自主防災活動の推進に努めます。
- 社会福祉法人・大学・事業所等は、利用者・学生・被雇用者等を対象として、自主防災活動の推進に努めるとともに積極的な人的・物的・経済的支援に努めます。
- 名簿登録者も参加する避難訓練や図上訓練の実施に努めます（参加するよう努めます）。
- 災害時に避難行動要支援者の支援活動が円滑に行えるよう、個別の避難支援計画の策定に協力し、様々な機関と連携します。
- 災害が起こった場合は、身を守ることを第一に、みんなで協力し合います。
- 積極的にボランティアに参加します。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 災害時の支援が円滑かつ迅速に進むよう、避難行動要支援者名簿を活用した見守り訪問活動を推進するなどして、日頃からの支え合いの活動を推進します。
- 災害ボランティア活動団体、個人ボランティアの登録を推進します。
個人ボランティア登録の推進や市内大学、専門学校等と協定を締結し、災害時のボランティア協力体制の構築を推進します。
- 避難行動要支援者の個別の避難支援計画を策定します。
避難行動要支援者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政や地域、関係機関・団体等と協力し、要支援者の避難行動計画を作成し、災害時に避難支援が行える体制づくりの推進に努めます。
- 各校区社協と連携した情報収集体制の整備に努めます。
災害発生時における速やかな各校区社協への情報提供依頼及び集約を行い、被害状況を把握し、災害ボランティアセンターの設置につなげます。
- 災害発生時、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置します。
災害ボランティアセンターの迅速な設置及び的確な運営に努めます。
災害ボランティアセンター設置運営訓練においては、地域住民や大学と連携して訓練を実施します。また、災害ボランティア入門講座や災害ボランティアセンター運営に関する職員研修を実施し災害対応スキルの向上を図ります。

久留米市が取り組むこと

- 災害の防止対策に取り組みます。(地域防災計画(総則・災害予防編)第2章第3節)
- 防災拠点施設や市民への情報伝達手段の整備に取り組みます。(同第4節)
- 市民との協働による地域防災力の向上に取り組みます。(同第5節)
- 防災対策組織の強化に取り組みます。(同第6節)
- 避難環境の整備に取り組みます。(同第7節)
- 避難行動要支援者支援体制の強化に取り組みます。(同第8節)
- 災害時の連携体制の構築に取り組みます。(同第9節)
- 災害ボランティアとの連携体制の構築に取り組みます。(同第10節)
- 応急対策のための環境整備に取り組みます。(同第11節)

(6) 権利擁護の推進

誰もが地域で安心して暮らせるよう、その権利利益を擁護する仕組みづくりを推進します。

地域住民等ができること

- 権利擁護に関する理解を深めます。
- 虐待等の人権侵害に気づいた場合は、適切な相談先へ連絡します。
- 権利擁護に関する情報発信や啓発に努めます。
- 後見人等や福祉・医療関係者等と協力して見守りを行います。
- 社会福祉法人・大学・事業所等は、異変に気づいた場合は、適切な機関へ連絡します。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 法人後見事業を実施します。
認知症や知的障害、精神障害等で、判断能力が不十分となった人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、その理解促進及び周知に努めます。また、高額な財産を所有せず、他に適切な成年後見人等が得られない人に対し、市社会福祉協議会が成年後見人等になる法人後見業務を行います。
- 成年後見センター運営事業を実施します。
成年後見制度を適切に利用できるよう、関係機関と連携しながら制度の普及・啓発、理解促進に努め、併せて相談・支援等を行います。また、将来的に市民が後見業務の新たな担い手として活躍できるよう、市民後見人養成講座やフォローアップ研修を開催します。
- 日常生活自立支援事業を実施します。
低所得で、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人に福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を行います。

久留米市が取り組むこと

- 高齢者や障害者、子どもに対する虐待や配偶者による暴力、いじめ等について、未然に防ぐことを目的とした啓発、見守り等による早期発見、通報先の周知を行い、関係機関と連携して適切な対応ができるよう取り組みます。
- 認知症や知的障害、精神障害等で、判断能力が不十分な人の権利や財産を保護し、支援するため、成年後見制度の普及・利用促進に取り組みます。
- 成年後見センターを中心とした成年後見制度の広報・啓発、相談の機能に加え、地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」の設置に向けた取り組みを進めることで、後見人支援や受任者調整等の機能を整え、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制づくりの強化に努めます。
- 成年後見人の新たな担い手として、市民後見人の育成や受任に向けた体制整備、受任後のフォローアップ体制の整備に努めます。

(7) 多機関連携の推進

ひとつの機関、分野だけでは解決が困難な地域生活課題に対応するため、多機関が連携し、個別事例を包括的に受け止める体制づくりを推進します。
併せて、専門職と地域住民等とが連携できる仕組みづくりに努めます。

地域住民等ができること

- 誰もが地域で安心して生きがいをもって暮らすためには、専門職と地域の連携が必要であることを認識し、顔の見える関係づくりに努め、お互いに協力します。
- それぞれの機関の役割を把握します。
- 地域住民等同士で課題を共有し、解決に向けて協議をする場を設けるよう努めます。
- 他の地域住民等や専門職と知り合い、日頃から連携できる関係をつくり、支え合いに努めます。
- 地域や単一の団体だけでは解決が困難な場合は、課題が深刻化、複雑化する前に、他の団体等との連携を図るよう努めます。
- 社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を他の事業所や地域等と連携して行えるよう積極的に関わり、顔の見える関係づくりに努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 分野を超えた相談支援機関・多機関の連携体制を整えることで、重層的な支援の体制の構築を推進します。
- 様々な機会を通して専門職や相談支援機関との連携を深め、困りごとを解決できる総合相談機能の強化を図ります。
- 個別事例を包括的に受け止め、断らない相談支援体制を整えるため、各相談支援機関をつなぐコーディネーターの役割を強化します。
- 日常生活自立支援事業を実施します。【再掲 p○参照】
- 成年後見センター運営事業を実施します。【再掲 p○参照】
- ライフレスキュー事業を推進します。【再掲 p○参照】
- 包括的支援体制構築事業を推進します。【再掲 p○参照】
課題を抱える当事者同士や関係者等の校区コミュニティ組織の区域を越えた緩やかなつながりの形成など多様な連携を支援し、「複合的な課題」や「狭間の課題」の解決を図ります。

久留米市が取り組むこと

- 久留米市地域福祉計画推進協議会多機関連携部会等を活用しながら、多機関連携の必要性を周知・啓発し、地域住民等と専門職の顔の見える関係の構築に取り組めます。
- 「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させる仕組みを作ることで、多機関の連携及び地域住民等と専門職の連携を促進します。

(8) 財源確保の推進

地域住民等が地域福祉活動を実施、継続できるよう、活動資金調達のスキル習得支援や共同募金運動の推進等を行います。

地域住民等ができること

- 共同募金が、地域の課題に柔軟に対応するための民間社会福祉活動の財源であることを理解し、募金活動に協力します。
- 誰もが集える場を継続的に運営できるよう、参加費を徴収する等、自主財源の確保について検討します。
- 財源確保の方法について学びます。
- 活動内容等について、地域住民等に広く明確に伝えるよう努めます。
- 募金等に協力いただいた人・団体等に、使途等をフィードバックし、理解促進に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 共同募金活動を推進します。
福岡県共同募金会における久留米市支会事務局を担い、また、校区分会との連携により、共同募金運動を展開します。共同募金活動の充実・強化及び適正かつ効果的な配分の実施並びに広報・啓発に努めます。
- 財源確保のための活動を支援します。
地域活動を通じた自主財源の確保や有償型の生活支援サービスについて情報を収集、提供し、その活動を支援します。
- 包括的支援体制構築事業を推進します。【再掲 p○参照】
資金調達の手法や先進的な事例等について情報収集し、その体制づくりについて検討し、併せて寄付文化の醸成を図ります。

久留米市が取り組むこと

- 包括的支援体制構築事業等を通して、寄付文化の醸成や自主財源の確保に関する情報提供、新たな社会資源の創出に向けた社会福祉法人・大学・事業所等への働きかけを推進します。
- 資金調達の手法や先進的な事例等について情報収集し、有効な手法等について検討を行います。

地域をともに創る人を育む

(9) 地域における人材の育成

地域とつながり、主体的に地域福祉活動等に参画する人の育成に取り組みます。

地域住民等ができること

- 各種研修や学習会、講演会等に主体的に参加します。
- どんな地域活動やボランティア活動等が行われているかの把握に努めます。
- 「できる範囲で」活動に参加します。
- 活動内容や活動の楽しさ、やりがいなどを周囲の人に伝える努力をします。
- 周囲の人を誘って様々な集まりや行事・活動に参加します。
- 活動内容の情報発信に努めます。
- 幅広い人脈やネットワークづくりに努めます。
- 社会福祉法人・大学・事業所等は、利用者・学生・被雇用者等が活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域には、新たな担い手になり得る住民や地域での活動や活躍を望む住民がいることに留意し、新たな人材の育成・確保に取り組みます。
- 地域住民の役割が「支える側」と「支えられる側」に固定されず、両方の側面を持っていることに留意し、多様な人材の育成・確保に取り組みます。
- ボランティアスクールの開催を支援します。
地域の実情に合ったボランティアスクールを開催できるよう支援し、より多くの地域住民等が地域福祉活動に対する理解を深めるきっかけとします。
- 校区社会福祉協議会及び校区社会福祉協議会連合会を支援します。
各校区社協相互の意見交換や情報交換等を行い、校区社協活動の充実を図り、地域住民を取り巻く課題の複雑化、多様化に対応していくために、校区社協連合会と連携しながら、研修・学習活動を展開し、市全体の地域福祉の推進を図ります。
- ふれあいの会を支援します。
ふれあいの会会長研修などの機会をとおして、各地域のふれあいの会会員を増やすための取組みを紹介し、新たな人材の確保を支援します。
- ボランティア養成講座を実施します。
各種ボランティア養成講座を実施し、参加者の福祉意識の醸成を図るとともに、ニーズに即したボランティアグループの組織化や個人の活動のマッチングを通じて、地域で活躍できる人材を養成します。
- ボランティア連絡協議会を支援します。
ボランティア団体間の連携・協働を促進するボランティア連絡協議会の運営支援を行います。
- ボランティア団体に対して、相談支援や財政的支援を行います。
- 包括的支援体制構築事業【再掲 p○参照】

久留米市が取り組むこと

- 日頃からの近所付き合いの重要性の周知や自治会の必要性の周知・加入促進、地域活動や地域行事等に関する情報提供、支え合い推進会議への支援等を行うことで、担い手の育成・確保を支援します。
- 各種担い手の養成講座や久留米市市民活動サポートセンターによる市民活動や地域活動の活性化等により、担い手の育成・確保を支援します。
- 包括的支援体制構築事業等を通して、人々の緩やかなつながりの中から担い手が育つよう支援します。
- 「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させ、地域住民等の課題解決力を向上させることで、担い手の育成・確保につながるよう取り組みます。

(10) 地域コミュニティ組織等への支援

地域コミュニティ組織等が地域福祉活動を推進しやすい環境の整備や活動の支援に取り組みます。

地域住民等ができること

- 様々な集まりや行事・活動に積極的に参加します。
- 主体的な地域活動の実施に努めます。
- 自治会の加入を促進します。
- 社会福祉法人・大学・事業所等は、地域コミュニティ組織やNPO法人、ボランティア等の活動に関心をもち、協力を努めます。
- 社会福祉法人・大学・事業所等は、利用者・学生・被雇用者等が、地域コミュニティ組織やNPO法人、ボランティア等の活動に関心をもつよう、啓発に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 共同募金を財源とした校区社会福祉協議会活動費を補助することで、校区社会福祉協議会の安定的な運営を支援するとともに、住民主体の活動を推進します。
- ボランティアセンター運営とボランティアコーディネーター配置により、ボランティアが活動しやすい環境の整備に取り組みます。
- 支え合い推進会議運営を支援します。【再掲 p○参照】
校区コミュニティ組織の区域ごとに「支え合い推進会議」の運営を支援します。地域における支え合い意識の醸成及び地域福祉活動の充実や新たな活動の創出に向けた取組みなどを進めます。併せて、支え合い活動に対して、総合的に支援します。
- ボランティアスクールの開催を支援します。【再掲 p○参照】
- 校区社会福祉協議会及び校区社会福祉協議会連合会を支援します。【再掲 p○参照】
- ふれあいの会を支援します。【再掲 p○参照】
- ボランティア養成講座を実施します。【再掲 p○参照】
- ボランティア連絡協議会を支援します。【再掲 p○参照】

久留米市が取り組むこと

- 各種研修や学習会、講演会の実施、相談支援体制を整えることで、知識・スキルの向上や活動における不安を解消し、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 日頃からの近所付き合いの重要性の周知や自治会の必要性の周知・加入促進、地域の実情に則した地域活動や地域行事等に関する情報提供、支え合い推進会議への支援等を行うことで、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 久留米市市民活動サポートセンターによる市民活動や地域活動の活性化等により、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 市民活動・絆づくり推進事業や包括的支援体制構築事業等を通して、人々のつながりを構築し、活動しやすい環境の整備を推進します。
- 「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別題の早期発見・早期解決」を循環させる中で、地域住民等と専門職との連携を図り、活動しやすい環境の整備を推進します。

(11) 社会福祉法人・大学・事業所等の地域貢献の促進

社会福祉法人・大学・事業所等が主体的に地域福祉活動をはじめとする地域貢献活動に取り組めるよう働きかけを行います。

地域住民等ができること

- 社会福祉法人・大学・事業所等と顔の見える関係をつくり、課題に応じて、協力を求めます。
- ともに取り組みたいことの情報発信に努めます。
- 社会福祉法人・大学・事業所等は、貢献できることの情報発信に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- ライフレスキュー事業を推進します。【再掲 p○参照】
- 地域貢献した企業や社会福祉法人等を表彰します。
社会福祉大会の機会を活用して、地域貢献した企業や社会福祉法人等を表彰し、地域福祉活動の優良事例の情報を発信し、広めます。

久留米市が取り組むこと

- 社会福祉法人・大学・事業所等に対して、地域との共存共栄のメリット等について周知・啓発し、地域生活課題の解決に向けた社会資源の創出、遊休資産や保有する知識・スキル・ノウハウ等を活かした地域貢献活動等を促進します。
- 社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」を周知・啓発し、その支援に取り組めます。

(12) 福祉人材の養成と資質の向上

福祉ニーズの増加に対応するため、福祉を担う人材の養成・福祉分野への就業促進・継続就労支援等に取り組みます。

また、多様・複雑・高度化する福祉ニーズに的確に対応するための専門的な知識を習得できるよう支援します。

地域住民等ができること

- 各種研修や学習会、講習会等に参加し、知識・スキルの向上に努めます。
- 福祉の仕事の必要性・重要性を理解し、情報共有に努めます。
- 福祉の事業所・施設等は、地域との交流や連携に努めます。
- 福祉の事業所・施設等は、学習会等の実施や事業所間の情報共有によって、職員のスキルの向上に努めます。
- 福祉の事業所・施設等は、施設の様子や活動を広報し、人材確保に努めます。
- 福祉の事業所・施設等は、実習生を積極的に受け入れます。
- 福祉の事業所・施設等は、継続的に就労できるよう職場の環境整備に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 無料職業紹介事業（福祉人材バンク）を実施します。
福祉分野で働きたい方(求職者)と人材を求める事業所(求人事業所)を結びつけ、福祉の仕事に就いてもらえるように、福祉の仕事説明会(就職フェアなど)を実施します。また、幅広い人びとに福祉への理解・関心をもってもらえるよう、福祉入門講座、学校訪問等を実施し次代を担う子どもたちの福祉へのイメージが向上するよう努めます。
- 久留米社会福祉協議会職員の人材育成強化を図ります。
人材育成計画に基づき、専門知識を備えた優れた人材の育成及び確保に努めます。

久留米市が取り組むこと

- 福祉を担う人材の養成・福祉分野への就業促進のため、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、継続的に就労できるよう、事業所等に対して職場環境の改善について働きかけます。
- 各種研修や学習会、講演会の実施、相談支援体制を整えることで、専門職のスキルの向上を支援します。また、事業所等の適正運営を推進することにより、質の向上を支援します。
- 福祉の事業所・施設等への周知・啓発、福祉を担う人材のスキルアップを通して、「共生型サービス」の拡充を促進します。

(13) 福祉への理解を深める取組みの推進

将来にわたり継続的に地域福祉を推進するため、福祉への理解を深める取組みを推進します。

地域住民等ができること

- 各種研修や学習会、講演会等に積極的に参加・協力し、人権や地域、福祉に関する理解に努めます。
- 年齢や性別、障害の有無や国籍、生育環境や経験に関わりなく、様々な人と交流し、思いや体験の共有に努めます。
- 家庭内で人権や福祉について考え、意識を高めます。
- 市や市社会福祉協議会と連携しながら、既存の活動や行事などを活用し、人権教育や福祉教育の推進に努めます。
- 社会福祉法人・学校・事業所等も人権教育や福祉教育の実施・推進に努めます。

久留米市社会福祉協議会が取り組むこと

- 各種研修や学習会、講演会等の機会を捉えて、住民参加の地域福祉活動の意義と目的を確認するとともに、あらためて地域福祉に携わる多くの地域住民と協働して、地域福祉への理解を深めます。
- 福祉教育事業を促進します。
人権に関する教育の機会づくり及び広報を強化するとともに、受援力を高める教育の推進を図ります。市内の小学校・中学校(幼稚園・保育園・高等学校を含む)を中心に、社会福祉協力校を指定し、福祉教育に取り組みます。併せてゲストティーチャーの派遣、福祉教育のプログラムの提案、福祉教材の提供、学校担当教諭の研修等を実施します。
- 地域における福祉教育について、講師やボランティアの派遣などを通じて多面的に支援します。また、学生や企業等の福祉学習の機会づくりに取り組みます。

久留米市が取り組むこと

- 人権に関する各種研修や学習会、講演会等を実施し、人権に対する正しい理解の普及に取り組みます。
- 福祉教育を推進し、福祉の重要性の周知や、将来にわたる継続的な地域福祉の推進につなげます。

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織、民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他の関係機関等と協働し、計画を推進します。

また、支え合い推進部会及び多機関連携部会を活用し、計画を推進します。

2 計画の進行管理

久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会の提言や成果指標等を踏まえ、庁内体制等による点検・評価を実施します。